



指名停止処分について

- 1 趣 旨 談合または競売入札妨害（県外）
- 2 業 者 株式会社 佐藤渡辺 代表取締役 鎌田 修治
東京都港区南麻布1－18－4
- 3 期 間 令和7年2月14日から令和7年8月13日まで（6カ月間）
- 4 概 要 上記業者の使用人は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める受注調整をしていたとして、令和6年10月7日、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴された。
このことは、坂出市建設工事指名停止等措置要領別表第15号口（談合または競売入札妨害（県外））に該当するため指名停止を行う。

【問合先】

坂出市総務部総務課契約係

TEL 0877-44-5002（内線143）

FAX 0877-46-4056